

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和5年5月10日（水曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時 8分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 損害賠償請求事件について

(泉町周辺地区開発事務所)

② 汚水処理事業の広域化・共同化計画について

(下水道計画課)

2 出席委員（7名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
建設部長	大 和 直 文 君	建設部技監兼 建設計画課長	上 田 航 君
建設部技監兼 道路建設課長	有 金 正 義 君	建設部技監兼 河川都市排水 課 長	大 山 裕 己 君
建設部技監兼 内原建設事務所 長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君
生活道路整備 課 長	小 田 博 之 君	建築課長	大 和 田 聡 君
土木補修事務 所 長	高 根 尚 久 君		
都市計画部長	太 田 達 彦 君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 森 幹 司 君
都市計画課長	平 澤 俊 之 君	建築指導課長	井 原 孝 志 君
公園緑地課長	鶴 井 昭 宏 君	市街地整備課長	小 田 切 幸 司 君

住宅政策課長	潮	田	修	一	君				
上下水道事業 管 理 者	荒	井		幸	君				
水 道 部 長	坏		貴	之	君	水道部参事兼 経 理 課 長	梶	山	哲 君
水道部技監兼 水道整備課長	杉	山	健	一	君	水道総務課長	畑	岡	正 彦 君
給 水 課 長	川	野	輪	俊	光 君	浄水管理事務 所 長	林		忠 勝 君
下 水 道 部 長	松	葉	光	隆	君	下水道部技監兼 下水道整備課長	川	又	弘 一 君
下水道総務課長	大	谷		俊	君	下水道計画課長	久	木	崎 隆 君
下 水 道 施 設 管理事務所長	渡	邊	基	弘	君				
6 事務局職員出席者									
法制調査係長	武	田	侑	未	子 君	書 記	昆		節 夫 君

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人3名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○綿引委員長 それでは、議事に入ります前に、4月1日付をもちまして人事異動がありましたので、役付職員のうち変更がありました出席説明員につきまして、それぞれ紹介をお願いいたします。

○大和建设部長 それでは、4月1日付で異動となりました建設部の役付職員を御紹介いたします。

技監兼道路建設課長、有金正義でございます。

○有金建設部技監兼道路建設課長 有金でございます。

○大和建设部長 生活道路整備課長の小田博之でございます。

○小田生活道路整備課長 小田でございます。

○大和建设部長 土木補修事務所長、高根尚久でございます。

○高根土木補修事務所長 高根でございます。

○大和建设部長 どうぞよろしくお願いいたします。

○太田都市計画部長 続きまして、都市計画部を御紹介させていただきます。

都市計画部長を拝命いたしました太田達彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

住宅政策課長の潮田修一でございます。

○潮田住宅政策課長 潮田でございます。

○太田都市計画部長 どうぞよろしくお願いいたします。

○坏水道部長 続きまして、水道部長の坏でございます。

水道部技監兼水道整備課長の杉山健一でございます。

○杉山水道部技監兼水道整備課長 杉山でございます。

○坏水道部長 水道総務課長の畑岡正彦でございます。

○畑岡水道総務課長 畑岡でございます。

○坏水道部長 給水課長の川野輪俊光でございます。

○川野輪給水課長 川野輪でございます。

○坏水道部長 どうぞよろしくお願いいたします。

○松葉下水道部長 続きまして、下水道部でございます。

このたび下水道部長を拝命しました松葉です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、異動のありました下水道部の役付職員につきまして御紹介させていただきます。

下水道部技監兼下水道整備課長、川又弘一でございます。

○川又下水道部技監兼下水道整備課長 川又でございます。

○松葉下水道部長 下水道総務課長、大谷俊でございます。

○大谷下水道総務課長 大谷でございます。

○松葉下水道部長 下水道計画課長，久木崎隆でございます。

○久木崎下水道計画課長 久木崎でございます。

○松葉下水道部長 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○綿引委員長 以上で，人事異動に伴う役職者の紹介を終わります。

これより議事に入ります。

初めに，報告事項の説明を行います。

損害賠償請求事件について，執行部から説明をお願いします。

大森技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 おはようございます。

損害賠償請求事件につきまして，都市計画部泉町周辺地区開発事務所提出の資料に基づき説明をさせていただきます。

本件は，令和5年（ワ）第141号損害賠償請求事件として，令和5年4月6日に水戸地方裁判所に提訴されたものでございます。

原告は， ，被告は水戸市でございます。

請求の趣旨でございますが，原告の主張による被害額920万円及び訴状送達の翌日から支払い済みまでの年3分の遅延利息分の金員とあわせて，本訴訟にかかった訴訟費用の支払い並びに仮執行宣言を求めるものでございます。

次に，請求の原因における原告の主張につきまして説明させていただきます。

まず，この前提について御説明をいたしますと，原告は， にあった居宅兼店舗の2階建て建物の1階部分を賃借して飲食店を経営していた会社であり，この建物が都市計画道路7・5・9号芸術館西通り線道路改築事業の計画線に支障したことから，建物の所有者共々補償の対象になったものでございます。

裏面中段のほうに，その場所の位置図を載せさせていただいております。ちょうど図面の真ん中，ちょっと左ぐらいに本件建物と書いてございますが，ちょうど市民会館の建物の北西側，芸術館の西側で京成パーキングの南側のちょうど交差点の角にあった建物となっております。

また表に戻っていただきまして，原告及び土地建物所有者との用地交渉の結果，市と原告の間で令和2年2月13日に物件移転補償契約が締結され，その後，原告は建物から退去し，市は補償金の支払いを完了しているものでございます。

原告の主張を要約いたしますと，当時，原告が経営する店舗の経営状況が悪化し，滞納していた家賃や消費税，借入金の返済などに苦慮していたところにこの道路事業による補償の話があり，平成30年1月に市から提示された概算補償額も満足できるものであったため，立ち退きに了承するつもりでいましたが，市から建物所有者が立ち退かないと原告への補償は支払えないと言われ，その後，市と建物所有者との交渉がまとまるのを2年間待つこととなり，その間，家賃や消費税の滞納額が920万円増加してしまったとの主張でございます。

また，市は，原告の経済状況について十分把握できていたはずのものであるほか，令和元年12月頃に説

明があった店舗の経営を辞めても建物の賃貸借契約が締結されていれば補償金は支払うとの話を交渉の始まった当初から説明を受けていれば、建物所有者と賃貸借契約の内容の変更等も含めた交渉により、家賃や消費税の滞納額が増加することはなかったものであったということを主張しております。

総括しますと、交渉が始まった当初から、市からきちんとした説明がなされ、これまでの慣行的な判断にとられることなく交渉を進めるべきであったところを、担当者の判断により慣行的な運用をなされたことは不法行為と言うべきであり、これに起因して生じた損害は被告が責任を負うものであるとの主張の内容となっております。

この提訴における第1回の口頭弁論の期日は、令和5年5月23日火曜日の午後1時10分からとなっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**綿引委員長** 本件につきましては、現在係争中でありますことから、本日は報告を行うにとどめさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○**綿引委員長** 次に、汚水処理……

〔「委員長、何ですか、発言を求めているのに」と呼ぶ者あり〕

○**綿引委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** 今の委員長の対応は非常に不当だと私は思います。

私はですね、今回の物件補償をめぐるトラブルについては、これはやっぱり市民会館を建設したことに伴うトラブルだと思います。今回こういうトラブルがありましたけれども、これも市の職員の説明が非常に不足している、対応が非常に適切ではないということから起こっていくのであって、私はですね、やっぱり市民の立場に立った水戸市の判断を今後求めていきたいというふうに思います。

同時に、私が思い出すのは、新市民会館を造るに当たって、100年以上も続いたお店が撤退しなくちゃならない、廃業しなければならないということがありました。今回もその一例だと思いますので、私はですね、非常にこういう点では、今の水戸市政がですね、市民会館の建設ありきで、市民の意見をやっぱり認めないという態度が今回の事件を生み出したものだというふうに思いますので、私は、本当にこういうことが起こったことについての水戸市の反省を強く求めたいというふうに思います。

以上です。

○**綿引委員長** 次に、汚水処理事業の広域化・共同化計画について、執行部から説明をお願いいたします。

久木崎下水道計画課長。

○**久木崎下水道計画課長** それでは、汚水処理事業の広域化・共同化計画につきましては、下水道計画課提出の資料で御説明いたします。

1の概要についてですが、広域化・共同化計画につきましては、人口減少に伴う使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大等の課題に対応するため、し尿処理施設や農業集落排水を含めた下水道の汚水処理施設の統合等によりまして、事業運営基盤の強化を図り、持続可能な汚水処理事業の構築を目指すものであります。

その広域化・共同化計画は、都道府県が策定するものとされておりまして、そのため、茨城県が生活排水ベストプランの一部として市町村の意向を反映し、パブリックコメントなどの手続を経まして、令和5年3月に策定したところでございます。

2の主な内容につきましては3つございまして、下の表も一緒に御覧願います。

まず、①ですが、農業集落排水施設の下水道への接続ということで、具体的には、農業集落排水を水戸市浄化センターに流入させるための管きょ道の整備をするものでございます。供用開始予定時期は、平須地区、加倉井地区については令和10年度から令和14年度、大場・森戸地区については令和15年度から令和19年度としております。また、上国井地区につきましては、那珂久慈浄化センターに流入させることとして、令和15年度から令和19年度の供用開始予定としております。

次に、②ですが、下水道と下水道の接続ということで、水府・青柳浄化センターと内原浄化センターにつきましては、どちらも水戸市浄化センターへ流入させることとして、供用開始予定時期は令和15年度から令和19年度としております。

最後に、③ですが、し尿等につきましては下水道へ投入して処理することとして、令和10年度から令和14年度の供用開始予定としております。

なお、③の内容につきましては、総務環境委員会での報告事項となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**綿引委員長** それでは、内容について何か御質問等がありましたら御発言をお願いいたします。

中庭委員。

○**中庭委員** 私はですね、1つは、浄化センターの跡地はどのように利用するのかというのを聞きたいと思います。というのは、浄化センターがありますよね。そこは今度要らなくなるわけですよね。そこについて、水戸市の敷地になるわけなので、どういう活用を考えているのかをお答えいただきたいと思います。

なぜならば、実は私もこれは経験したんですけれども、桜川団地の中に浄化センターがありました。それが水戸市の下水道に接続されるということの中で、その敷地が公園の一部となったんですけれども、そういう考え方なんかもあるのかどうかお答えいただきたいと思います。

○**綿引委員長** 久木崎課長。

○**久木崎下水道計画課長** ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

基本的には、集められた農業集落排水を公共下水道へ送水するためのポンプ場として使用していくこととなりますが、余剰地の活用等につきましては、今後、地区ごとに検討を進めてまいりたいと考えております。

○**綿引委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** 跡地の活用についてはぜひ検討していただきたい。よく住民の意見を聞いていただきたいと思います。

2つ目はですね、料金の問題なんですけれども、桜川団地では、浄化センターから公共下水道につなぐことによって、かなり料金が値上げになったんですよね。今回も値上げになる可能性があるのかどうか、料金についてはどういう考えなのかをお答えいただきたい。

○**綿引委員長** 久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、既存施設の統合等によりまして、将来的にかかる経費が少なくなる試算になっておりますので、直接値上げにはつながらないものと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 それと3番目のですね、し尿等の下水道への投入の問題なんですけれども、これは見川クリーンセンターの件ですよ。ちょっと確認したいと思うんですけれども。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

見川クリーンセンターを含めた水戸市全体のし尿処理と聞いております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 あそこには広大な土地があるわけなんですけれども、その土地の活用というのは、今後、ぜひ住民の意見を聞いて対応していただきたい。私が住んでいる地域の中では、あそこの還元施設を利用している方も結構いらっしゃいますので、そういうことも含めてぜひ対応していただきたいと思います。

以上、これは要望です。

○綿引委員長 ほかにございませんでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 まず、ちょっと1点目なんですけれども、この平須、加倉井、大場・森戸、上国井とかあるんですけれども、全部でこの農業集落排水は何か所あるのか、まずそれをお願いいたします。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

農業集落排水施設、今、全部で12か所ございます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、今後、この計画があるんですけれども、そのほかの地域についても、その以後にやっていくということによろしいでしょうか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の広域化・共同化計画につきましては、令和19年度までの計画となっております。農業集落排水のそのほかの地区につきましても、今後、統廃合の計画のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 はい、分かりました。

あと、今、このほかに浄化センターにつないでいくわけなんですけれども、若宮の浄化センターを例えば100とすれば、今、どの程度この浄化センターの収容というんですかね、できているのか。また、この農

業集落排水がこれから12か所入っていくことで収容可能なのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市浄化センターの処理能力は、今、日平均6万2,800立方メートルございます。今現在流れてきています水戸市浄化センターの日平均の流入量は、約5万4,000立方メートルございます。今回統合いたします施設を全て統合しましても約6万立方メートルとなります。ですので、まだ余裕は十分あると考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 ただいまの件については承知しております。

例えばうちのほうでいう鹿島線を境にして、国道51号との間は農業集落排水は除外されているわけですよ。今後、那珂久慈浄化センターに接続するという将来像は、この整備過程の中でいわゆる集積するわけだよ。その過程の中で、農業集落排水に加入していない部分は整備されるのか、されないのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

既存施設の統廃合により効率化を目指すものでございますので、新たに区域の拡大というものは、今回考えてはございません。

以上でございます。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 ただいま、ないという答弁でございますし、それにしても地域としては、やはり今の整備過程、いわゆる集合化するわけですよ。その過程の中で、それはどうしてもであれば、将来においてはどうなんですか。予定としては、今、農業集落排水が抜けている部分、同じ市の中でも除外されている部分、それについてちょっとお伺いしたいんですが、この先についてね。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 御質問にお答えいたします。

基本的には新たな区域を拡大するものではございませんけれども、農業集落排水の既存の管きよを利用してやってまいりますので、その管きよの能力の範囲内または区域外の流入による運用により、接続がもし可能であれば、そこは接続してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 農集というのは、国のお金でやってきましたよね。これは国がストップをかけさせたことではないでしょう。農集は、これからも続けて国のほうではやっていくということでしょう。ただ、水戸市の場合

合は、これをだんだんに令和19年度までに農集をなくして公共下水道のほうに全部入ってくるというような考え方に変えたということですよ。そうすると、水戸の浄化施設というのは、現在も、雨水も汚水も一緒になっているんですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

今現在は、汚水のみ処理となつてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうするというと、那珂久慈浄化センターのほうにも入る部分がありますよね。この辺の経費、那珂久慈浄化センターに流す用量によつての経費というのはかかってくるわけでしょう。それはどのぐらいの用量でどのぐらいの経費がかかってくるのか。令和19年度までにはどのぐらいの経費が加算されていくのかということがまず1点ね。

それとですね、今、小川委員のほうから話がありました国のほうで農集を打ち切つたわけじゃない。このたび私たちが選挙で歩いておつて、何とか下水が欲しいという要望というのはたくさんあつたんですよ。だから、これを公共下水道で、じゃ、賄つていくと、今後はこういう考え方になるんだろうと思つてはすけれども、そうすると、今の公共下水道の認可区域と照らし合わせて、こういうことは可能ですか。今の認可区域の中で全部公共下水道は完備されていますか。

だから、その辺が難しいかなと私は思つてますよね。取りあえず当面だよ、今の農集だつた施設が近くにあるので、その施設を利用してだよ、国のお金を利用してだよ、農集の範囲を一旦広げておくとか、救済措置として、じゃ、後で公共下水道に切り替えるとか、そういう柔軟性のある考え方というのは持つことは難しいんでしょうかね。要するに、快適な生放流で流せる地域、浄化槽でとか、あるいはまだくみ取りでとかというところだつてまだ若干残つていよう。その辺の総合的な、もっとこう広い意味での考え方、この辺のところはもし分かつておつたらばお答えをいただきたいなというふうに思つます。

以上です。

○綿引委員長 じゃ、2点について。

久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

那珂久慈流域浄化センターへの流入に関してでございますが、令和19年度までに上国井地区が流入を予定しております。上国井地区につきましては、日平均汚水量が約200立米でございます。年間当たりになりますと、大体約480万円の負担がかかってくるものと見込んでおります。

2点目の今後の計画につきましては、水戸市の汚水処理事業は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽、3つでやっておりますので、この3つでより有効な手法でやつてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本委員 480万円しかかからないということ。そんなわけないな。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和19年度までには上国井地区が那珂久慈浄化センターへの流入を予定しておりまして、上国井地区の流量で申しますと、今の那珂久慈浄化センターの汚水量単価で算出しますと、年間で約480万円ぐらいの負担がかかってくるものと考えております。

○綿引委員長 現在の経費との比較というのは。

久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 現在の経費と比較しますと、差額で約190万円になります。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 先ほども申し上げましたように、当面、下水道に大変困っていらっしゃる地域というか、そういう場所があるわけですよ。水戸市内ね。だから、今度は農集を一切やらないということになってくるといって、今度は公共下水道のほうの認可区域というものを広げていかなきゃならないだろう。じゃ、それを同じ、平等、公平公正、市民は誰もが快適な環境で生活がしたい、そういう意味から考えると、やはり公共下水道の認可区域を広げていくしかないんじゃないですか。農集を一切やらないということになるんだから。

そういうことをやっていくための、そうしたら、今度は第7次総合計画というのがありますよね。そういう中に組み入れていく考えがあるのかどうか。調整区域の端のほうだからそれはいいんだということじゃなくて。だから、農集をやらないんだとしたら、第7次総合計画の中に認可区域の拡大というものを考えていらっしゃるんですかと聞いているの。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

認可区域の拡大につきましては、令和3年度に拡大したところでございます。今後10年間は、その区域の整備を進めていく予定でございます。さらなる認可区域の拡大につきましては、効率的な汚水処理手法の検討ということでは必要になってくるかと思っておりますので、7水総の中では、今後10年の令和3年度に拡大したエリアのほうをやってまいりますので、それ以降の拡大というところを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 今のところはやる気がないということだ。そういうことだね。

そうするというと、要するに浄化槽のお掃除とか何かというのは見川クリーンセンターに行っているよね。見川クリーンセンターというのは、じゃ、これいつまで残すつもりなの、あれは。もう地元還元施設は十分できていると思うんですけども、人が嫌がる施設だから、早くああいうのをやっぱり切り替えていくべきだろうと私は思っているんですよ。だから、第7次総合計画の中に公共下水道で生放流というのが一番のいいことだと私は思うので。だから、そうなるというと、全部今度は水戸の浄化槽に入れるからお金はかからないということじゃなくて、今までは大雨が降ると、那珂川に生放流だったんだけど、だから、雨水は今、どうなっているんですかという、それぐらいに分流式になったわけだね、流れがね。

今度は、那珂久慈浄化センターのほうが拡大していても、那珂久慈のほうには入らないで、みんな水戸の浄化センターを利用していくということなんですね。そうすると、あとの全部、まだまだあるでしょう。それも全部入っても水戸ので間に合うという、さっきの用量の話のように3,000立方メートルが残るという考え方ね。あと、そうするというと、なかなか第7次総合計画の中にもやる気がない。農集もやらない。そうすると、あくまでも今の体制がずっと残っていくと、これから先も。そういうことはあまり好ましくないと私は思っているんだけどね。だから、もうちょっと、まだ時間もあるから7水総までには、よく再検討してください。

例えば水戸市は、仮に茨城町みたいなところと合併の話もありますよね。私は合併すべきだと思っているので、例えば茨城町と合併したら、公共下水道の区域の工事費が物すごく大変ですよ。かなりかかりますよ。だからって、そういうのが嫌だから合併しないということじゃなくて、将来の水戸市の人口を維持していくのにもやっぱり下水道というのは大きな役割を果たしていると私は思っています。だから、その前に、この水戸市内でもまだそういう地域があるんだから、私は早く整備の方向でやられたほうがいいんじゃないのかなというふうに思っています。これ以上言ったってどうにも答弁できないでしょうから、答弁なしでしょうがないでしょう。要望にしておきましょう。

○綿引委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、次に、中庭委員から発言の申出がありましたので、御発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 私はですね、大塚町にある上中妻小学校の近くの市道に、高さ10メートルを超えるケヤキの大木があってですね、日常生活に支障があるからこれを切ってほしいという要望が出ているんですけども、この写真がそうなんですけれども、付近の住民の皆さんからは、これを根元から切ってほしいという要望が出ているんです。これは水戸市に何回か要望が出されておるんですけども、これについてどういう対応してきたのか、まずお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの中庭委員からの御質問についてお答えします。

現在、中庭委員がお示しいただいた樹木につきましては、市道ではなくて認定外道路のほうに生えている木でございまして、この御要望いただいている木につきましては、枝葉が周辺にお住まいの皆様のところ落ちて御迷惑をおかけしていることにつきましては、その現状について十分認識しているところでございます。

このことを踏まえた対応としまして、影響している枝を切除するですとか、もしくは幹そのものの伐採を行うなどの方策をただいま検討しているところでございますので、なるべく御要望にお応えできるよう、現在、努力しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 この大木があることによって住民の皆さんから出されている苦情はですね、このケヤキの葉が

落ちてきて雨どいに詰まってしまって、雨どいに水が流れなくなってしまうと。それから、台風ときは枝が落ちてきて危険だと。それから、その近くの木がやっぱり同じように倒れてしまって、付近の農家の納屋を破損して弁償した例もあったということなので、そういう点では、地域の住民の皆さんは一刻も早く対応してほしいということでこれまでお願いしたんですけれども、しかし、住民の皆さんには、予算がないということで説明していて、住民は早く伐採してほしいというふうに訴えておりました。そういう点ではですね、これはいつ頃までにそういう対応をしていくのかお答えをいただきたいと思います。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの御質問にお答えします。

当該の木は非常に樹高が高い大木でございまして、さらに主要な道路から離れた位置にあることから、仮設道路の設置なども必要になるなど非常に処理の費用が高額になる見通しがございまして。なるべくその費用が圧縮できないかというところで、今、各方面の専門業者に見積り等を依頼しようとしているところでございまして、その依頼で得られた見積りの結果を踏まえて対応の時期についても検討していきたいと考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 さっきの答弁ではですね、枝払いも含めて対応していきたいというふうに言っていましたけれども、私は、地域の住民の皆さんに聞きますと、枝払いではなくて根元から切ったほうが経済的に安いんじゃないかと。枝払いをしてもですね、また枝が出てきてしまうと、落ち葉が出てしまうということなので、その辺は、つまり根元から伐採したほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがか。

というのは、ここはもともと農道だったところに植えたわけですよ。だから、そういう点ではですね、きちんとした対応をするためにも、やっぱり根元から伐採したほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 枝の切除、あるいはそもそもの木の伐採等も含めて、今、それぞれでちょっと見積り等を依頼しようとしているところでございまして、それを見て、財源等も踏まえて今後の対応を検討してまいりたいと思います。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 財源等の対応を見てというのは、来年度やるということなんですか。まだ新年度入ったばかりですよ。まだ5月になったばかりでしょう。再度、またあと1年間検討して来年度やるということではちょっと遅過ぎるんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 来年度とは申していませんが、伐採に必要な費用の財源を確保して対応していきたいというふうに考えておりますので、まずその見積りを得てから、よく精査して検討してまいりたいと思います。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今年度は、どのぐらい費用がかかるかということを検討して、来年度の予算を確保して来年度

やるということなんですか、そうすると。

〔「財源と言ったの」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 ああ、財源を確保して、そうするといつ、何かさっきの課長の話では来年度も含めてという話ですけれども、それは来年度にやるというふうに私は聞こえたんですけれども、それではあまりにも、もう住民の皆さん、ずっと前から要望を出しているのにどんどん遅れてしまうんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。もう一回、はっきりといつまでにやるかということをお答えいただきたい。

○綿引委員長 丹治課長、もう一度お願いします。

○丹治道路管理課長 私は来年度とは申しておりません。見積りの結果を踏まえて、適切な時期に対応したいと思います。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 適切な時期というのはいつなのかということを知りたいんですけれども、やっぱり住民の皆さんは長年にわたって非常に苦勞してきたわけですよ。ですから、そういう点ではですね、早く対応をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○綿引委員長 ただいまの件について、何か御質問等がありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、松本委員から発言の申出がありましたので、御発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 今の都市計画法からいってですよ、調整区域とエリア指定、要するに都市計画法第34条の第11号を足して調整区域の救済事業をしたということは、議員の議案でもって提案されていますよね。この都市計画法第34条第11号に含まれているエリアの中に法定外道路というのがあると思うんですよ。そうすると、法定外道路だけを取ればセットバックは要らないと、こういう皆さんのお考えですよ。じゃ、何のためにそこをエリア指定にしてあるのか。エリア指定というのは、家を建ててもいいですよと、開発行為をやってもいいですよという条件がエリア指定だと思いますよ。分かりますか、ここまでの話は。分かりますね。

そうすると、そのエリア指定の中に開発をした場合に、そうした法定外道路があったとすればセットバックをしなくてもいいという。一方では、建築基準法上ではこういう扱いになっていますよね。そうすると、お互いに法定外道路を挟んで開発をされたとしたらば、その法定外道路が1間道路なら1.8メートル、9尺道路なら2.7メートル、そのままに残っていってしまうと、こういうことでしょうか。この辺の都市計画法としての見直しというのは、私はするべきじゃないかなと思うわけです。まず、そういう考え方があるかどうか、いかがでしょうか。

これは一般の市道としての建築基準法上に基づいたセットバックというものを義務づけると、これが私は必要じゃないのかなと思うんですけれども、それは国の基準によって難しいんですか。要するに法定外道路をセットバックをしなさいということは難しいんですか。これは水戸市、自治体で決めることだから私では

きると思っているんです。今の水戸市は、そういうことはやっていないんじゃないのかなと、検討もしていないんじゃないのかなと。ただ国の法律に基づいて、法定外道路だからセットバックなんかしないでいいよと、はい、ここまでいいですよというふうな認可を下ろしているのが今の実態じゃないですか。その辺どうか、ちょっとお答えください。

○綿引委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

幅員4メートル未満の道路のセットバックにつきましては、建築基準法に基づいて実施しております。御質問のごさいました認定外道路でございますけれども、認定外道路だからセットバックが必要ないということではございませんで、建築基準法に定められている基準に基づいてセットバックが必要になる場合とならない場合とがございます。建築基準法では、法律が施行したときに4メートル未満の道路については、建物が建ち並んでいたものについてはセットバックの義務が生じる、建物が建ち並んでいなかった道路についてはセットバックの義務が生じないということで、同じ認定外道路であっても基準に基づいて判断が分かれることになっております。

したがって、認定外道路でセットバックの義務が生じるものに面して開発行為がなされる場合は、必ず中心から2メートルセットバックをするようになっておりまして、もう一方のセットバックの義務が生じない認定外道路に接している場合は、建築基準法上はその義務が生じないものとして御案内しておりますが、道路の利用状況等を踏まえつつ、中心から2メートルのセットバックに協力いただけないかということをごを事業者のほうに申し出るようにはしております。

したがって、建築基準法に基づく義務については強く言えるんですけれども、義務がないものについては、行政指導の範疇で進めているというところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 課長さんは優秀な課長さんだから、判断ということではあるんですけれども、私が言っているのは、エリア指定の中にそういう認定外道路、要するに法定外道路があった場合に、開発されるのがもう目に見えているわけでしょう。ここは許可できる場所なんだ。だから、家が建ち並んでいるところはセットバックするとか、建ち並んでいないところはしなくていいとか、そのように今、聞こえたんだけど、建ち並んでいないから、調整区域をエリア指定にして家が建てられるようにしているのが先ほど言った都市計画法上の第34条の第11号でしょう。何も建ち並んでいるところをエリア指定なんかする必要ないでしょうよ。家が建っているんだから。

私が言っているのは、家なんか建っていないところの救済としてそういう制度を設けたんでしょう。その指定をした中にこういう道路があった場合にはどうするんですかと私は聞いている。じゃ、一つの例を出しますか。私も毎回言っているから言いたくないんだけど、笠原町の、あれは9尺道路なのか6尺道路なのか分からないけれども、例えば1.8メートルの6尺道路だとしたら、1.1メートル下がらなければお互いに4メートルにならないわけでしょう。片方は下がらない、道路挟んで、片方は下がった。そしたら何メートルになりますか。例えば1.8メートル道路に1.1メートル下がったとするよ。そうしたら

2.9メートルでしょう。2.9メートルの道路が、じゃ、今度、その後、どういうふうに扱っていくの。

両方が建ち並ぶんだよ。開発行為だよ。これはおかしいでしょう、だから。じゃ、その後の2.9メートルの道路というのは、道路ともいわず、ただ法定外道路がそのまま残っている。そうすると、整備なんかはどうするの。誰が、どこでやるのかという課題が残っちゃうでしょうと言っているの。現実にはそれがあるでしょう。建築指導課長ばかりにこれを言ったんではしようがないんで、そういう要するに空き地だよ。自転車でも何でも通れるように整備もしなきゃならないんだと思う。昔の陸前浜街道。そうしたらば、生活道路として必要な道路なんだよ。

そうすると、これは建設部のほうが今度はその道路を——道路というのか空き地というのか、法定外道路だから道路というんでしょうけれども——こういうものに対しての整備というのはどういうふうに整備をして、もし地元からそういう要望があったら、どういうふうにこれはどこの誰がやるのか。これはそうしたら生活道路整備課け。それとも、道路建設課の有金課長のほうけ、上田課長のほうけ。どういうふうな整備をしていくのか、あそこの道路の場合。地元からそういう要望を私も受けているんだよ。これも言っちゃ悪いんだけど、同じ話。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今、委員がおっしゃったように、地元からそういったお話がもう既に来ているというお話であれば、その辺をまとめていただいて水戸市のほうに提出いただければ、整備の方向へ向けて準備を進めていきたいとは思いますが。ただ、毎年限られた予算の中でやっていますので、そういった意味では、認定外道路の舗装整備という事業でやっていきますので、ある程度年月といえますか、時間はかかりますけれども、やっていきたいというふうに考えてございます。

いずれにしても地元の要望ということで、まずは要望書の提出を出していただければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 地元の要望を出さなきゃやらないということか。これはおかしいよ。冗談じゃあんめえよ。こういう開発許可をしちゃっておいて、そういう地元の要望があるかなんていう、それは答弁になっていないと思うよ。だから、そもそも前段の、冒頭の話のように、私は、エリア指定をした中では、たとえ農道であつたってセットバックを義務づけるという、やっぱり基準ですよ。そこを決めなきゃ駄目だと。そういう考えはありますか。これからも出てきますよ、そういう地域は。

なので、だから認定外道路だったらばセットバックをしなくていいと、そういう法律になっているの。エリア指定の中の法定外道路だったらばセットバックしなくていいということを書いてあるの、どこかに。書いてあるなら文章を見せて。いずれ開発されるのがもう目に見えているんだよ。そういう指定したということは。それは分かってエリア指定にしたんでしょうよ。分かっていながら。面積等を全部調べて、ほかに道路が何本あるかとか、この道路はどういう道路かとか、こういうのを調べてあれやっているのと違うんですか。そういうエリア指定の決め方では、私は、そこからが間違っているんじゃないのかと、こう思っていま

す。

本当は、まだなりたてだから、これ太田部長さんにも答弁を求められないんだけど、やはり井原課長になっちゃうのかな。そういう考えがあるかないか。だから、こういう問題が残ってきちゃうんですよ。曖昧だから。片方は下がらなくていい、片方は下がらせる。これ誰が、人が替わったって都市計画は都市計画でずっと継続されているんだから、行政は、あのときあれがやったからどうだこうだ、俺には関係ねえって話じゃないと思うよ。そういう考えがあるかどうか答弁してちょうだい。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

幅員4メートル未満の道路でセットバックするかしないかにつきましては、現状、建築基準法に基づいて判断をしているというのが現状でございます、法律でそのように定め……

○松本委員 そうしたら、何で法定外でエリア指定にしたんだよ。おかしかっぺ。それは言っていること、矛盾している。

○井原建築指導課長 エリア指定区域につきましては、諸条件を満たすインフラが整備されているということで、たしか幅員5メートル以上の道路がその区域の中に通っているですとか、そういった条件を満たしていることから指定したものと記憶しております。

セットバックの義務につきましては、建築基準法に基づく判断でしかないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○松本委員 そうしたら、上田課長、整備していくと言ったんだけど、いずれかとか、何か要望があればとか言ったよね。だから、今のところをかみ合わせると、何か話が合わないんじゃないかね。片方は開発行為を下ろしちゃっている。そういう法定外道路が残っちゃっている。片方は、4メートル未満でも要望があればやる。じゃ、要望がなければやらないんじゃない、そのままにしちゃっている。じゃ、誰が管理するの、そこを。例えば、地元の人が管理をやるの。草ぼうぼうになって通れなくなったらどうなるの。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

管理をするのが誰なのかというお話になれば、認定外道路として水戸市が——今回の場所に限ってというか、今回の場合ですけれども——セットバック部分を含めて水戸市のほうで帰属を受けて、ある程度の幅員で市のほうで管理をしていくというふうになりますので、それは日々の管理も含めて市のほうで適宜やっていくということでございます。

ただ、舗装というお話になりますと、ちょっと前もって計画をしていたわけではないというのが事実でございますので、今後、そういったものも含めて検討といいますか、そういった日常の利用頻度が委員のおっしゃるとおり、開発行為によって大きく変わるという背景が今後出てくるということも十分考えられますので、そういった開発をされることによって、その道路の利用頻度が上がるようなおそれがあるというような、今後、そういったものがあるものについては、十分その整備も含めて考えていければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 誤った考え方ではなかったという答弁でした、今ね。開発行為を下したというのは誤った考え方ではなかったと、上田課長、そのように今、答弁したよね。どういう意味なの、誤った考え方ではなかったというのは。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 誤った考え方という言い方はしていなかったんですけども、私がどのタイミングでそういう言い方をしたのかも自分も覚えていませんので、ちょっともう一度お話をしたいと思います。

管理をするのは、いずれにしても水戸市のほうで認定外道路として管理をしていくものでございます。日常の管理などについても、草が生えて通れなくなってしまうようなことがないように、そちらについても日々、道路管理課のほうでやっていきたいというふうに考えてございます。あわせて、整備につきましては、今まで開発行為を行われていなかった、いわゆる周りが農地のときですよ。それが開発行為によって人が増えたと、家が建ち並んでしまったということに伴って、今まであまり使われていなかったであろう道路が使われるようになってきたと、たくさんの家が張りついたことによって、そういった場合が実際に起きたときには、そういった状況も十分に判断材料に入れまして、整備のほうを検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、あくまでも4メートル未満では市道認定はできないでしょう。じゃ、どういう整備をやるの。市道認定というのは最低4メートルですよ。私は、4メートルでも車が擦れ違えないから5メートルとか5.5メートルにしろと。家も建てないところに協力をもらいなさいと。そうすれば、今の乗用車でも大きい車なんだから擦れ違えるんですよ。4メートルの認定では車は擦れ違えないの。分かるでしょう。そしたら、4メートルじゃない道路、認定にならない道路、これは半永久的にそのままですよ。そうでしょう。

そうしたら、整備をしていくと云って、認定されていない道路の整備の仕方、どういう整備をするの。昔の陸前浜街道のような殿様が通った道路に、分かっているとおり、御成橋という橋もあったんだ。そんなのも壊しちゃったんだ、みんな。だから、どういいう整備をやるのか。2.9メートルの道路、車1台、一方通行の道路になっちゃったんでしょ、整備したところで。

だから、根本的には、私は、そういうところは最初から内部のほうで検討をして、それでエリア指定にしたんだから、ここの法定外道路はセットバックにさせるべきだろうと、そういうのを私は決めておいたほうがいいんじゃないですかと、こう言いたいわけよ。

整備云々というのは、ただ、それじゃ、そのまま碎石を敷いて、場合によったら舗装でもかぶせて、整備ってそういうものでしょう、やるとしても。だから、もう少しこの部の中でこれからもエリア指定の拡大というものが考えられてくるでしょう。だから、そういう中にそういう道路がある場合には、やはりきちん

としたやっぱり、こういうもめごとが起きないような、そういうものを決めておくべきじゃないですかというふうに私は提案をします。特にいいです。

じゃ、委員長、終わり。

○綿引委員長 ただいまの件について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、特に緊急の案件がない限り、今回が任期中最後の委員会になろうかと思っておりますので、この際、委員会を代表しまして私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

令和3年6月に、委員の皆様のお推挙を賜りまして、委員長、副委員長に選任をいただきまして以来、その職責を全うすることができましたのは、委員の皆様並びに執行部の皆様の御支援、御協力のたまものと思っております。厚く御礼を申し上げます。

また、この2年間でございますが、各委員におかれましては、常に真摯な御審議を賜りました。また、執行部におかれましても、常に丁寧な答弁をいただきましたことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、委員並びに執行部の皆様方のますますの御活躍を御祈念しますとともに、本市の発展と市民福祉の向上に、さらなる御尽力を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時 8分 散会